

# 不適品を納入した場合等の対応や処分規程

令和6年10月配布

不適品等を納入した場合や指定した日時・場所に物資を納入できない等により、学校給食の運営に支障を生じさせた場合は、別表「岸和田市学校給食用物資納入業者処分基準」により措置を講じることがあります。

納入業者は、教育委員会の指示に従い、顛末書の提出や情報提供を行うなど事故の原因究明や再発・未然防止をはかるようにしてください。また、日頃から不適品の発生や欠配等を防ぐための措置を講じてください。

なお、納品辞退等により岸和田市に損害が生じた場合は、差額を求償することがあります。

## 1. 不適品等が発生した場合

### (1) 物資の確認、交換または返品

学校給食課が物資の不適品を確認した場合は、納入業者へその内容を連絡し、物資の安全確認や交換等の指示をします。連絡を受けた業者は、指示に応じて速やかに対応をしてください。

小学校生鮮物資は、各小学校の指示に従って対応してください。

ただし、不適品等の内容が悪質、重過失の場合や、給食実施に支障があると学校給食課が判断したときは、交換ではなく不適品の返品および減額を求めることがあります。

以上の対応に伴い納入業者に損害が生じても、岸和田市はその損害を賠償しません。

≪ 不適品とは ≫

- ・ 食中毒を発生させる可能性があるもの（異味異臭、腐敗、不潔）
- ・ 異物の混入（虫、プラスチック片、金属片など）
- ・ 指定した規格と異なる原材料やアレルギー物質の混入
- ・ 品質や保存状態の不良（冷凍品が溶けている、野菜が傷んでいる）
- ・ 量目不足
- ・ 本市が示した指示事項、品質基準に見合わないもの
- ・ その他、本市が給食物資として使用することができないと判断したもの

### (2) 不適品の原因究明、再発防止

学校給食課は不良の内容に応じて、原因や再発防止対策の報告を求めますので、早急に書面による報告をしてください。（報告書の宛名は「岸和田市長」宛て）

## 2. 指定した物資を納入できない場合

### (1) すみやかな状況報告

何らかの理由により、物資を指定した日時・場所に発注量のとおり納入できない場合は、至急学校給食課に連絡してください。交通事情等の理由により遅延等の可能性がある場合は事前に連絡をしてください。

≪ 物資を納入できない場合の一例 ≫

- ・ 欠配（終売、規格変更、数量不足、発注ミス 等）
- ・ 遅延（交通事情 等）

## (2) 原因究明、再発防止

学校給食課は内容に応じて、原因や再発防止対策の報告を求めますので、早急に書面による報告をしてください。（報告書の宛名は「岸和田市長」宛）

## 3. 納入業者の処分について

1. 2. により、学校給食の運営に支障を生じさせた場合、処分を課すことがあります。

≪ 納入業者の処分に関する方針 ≫

- ・ 学校給食用物資の納入業者が不適品を納入するなど学校給食の運営に支障を生じさせた場合における処分として、別表「岸和田市学校給食用物資納入業者処分基準」を定め、事故の再発・未然防止をはかる。
- ・ 岸和田市は、納入業者の行為が別表の処分要件に該当しない場合であっても、必要があると認めるときは、納入業者に対して文書による嚴重注意を行う。
- ・ 岸和田市は、不適品等の理由が不可抗力その他納入業者の責任によらないなど情状酌量すべき特別の理由があると認めるとき、納品停止期間を短縮することができる。
- ・ 生鮮物資に対する処分については、その特異性を勘案して対応する。

別表「岸和田市学校給食用物資納入業者処分基準」

処分要件		処分内容
食品衛生関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 重大な品質異常や異物混入があったとき</li> </ul>	納品停止1か月以上 3か月以内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 食品衛生に関する各種法令に違反し行政処分されるなど、食品を取り扱う事業者としてふさわしくないと判断したとき</li> </ul>	納品停止3か月以上 または 登録取り消し
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 食中毒等健康被害を発生させたとき</li> </ul>	登録取り消し
表示関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 食物アレルギー情報の報告を怠ったとき</li> </ul>	文書厳重注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 食物アレルギー情報の報告を怠り、健康被害を発生させたとき</li> </ul>	登録取り消し
遅配・欠配	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 正当な理由がなく遅配があり、献立変更を余儀なくされる等、給食に影響を与えたとき</li> <li>• 正当な理由がなく欠配したとき（欠配期間・・・1日）</li> </ul>	文書厳重注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 正当な理由がなく欠配したが、献立の品数は減らなかったとき（欠配期間・・・2日以上）</li> </ul>	文書厳重注意または 納品停止3か月以内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 正当な理由がなく欠配し、献立の品数が減るなど給食に影響を与えたとき（欠配期間・・・2日以上）</li> </ul>	納品停止1か月以上 3か月以内
指示内容・契約関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 指示内容または見本品と比較して、原材料は同じだが形状や固さなどが明らかに異なる物資を納品したとき</li> <li>• 過失によって落札物資以外のものを納品したが、健康被害の恐れがないとき</li> </ul>	文書厳重注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 故意によって落札物資以外のものを納品したとき</li> </ul>	納品停止3か月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 正当な理由なしに契約書の各条項に違反した場合、または契約を完全に履行する見込みがないとき</li> </ul>	納品停止1か月以上 または 登録取り消し
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 度重なる不誠実な対応、モラルの欠如</li> </ul>	文書厳重注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事案発生時から過去1年以内に遡り、文書厳重注意が2回以上あるとき</li> </ul>	納品停止1か月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事案発生時から過去1年以内に遡り、納品停止が2回以上あるとき</li> </ul>	当該処分期間に 1か月を加算
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種法令に違反し、逮捕または起訴されたとき</li> <li>• 事案発生時から過去1年以内に遡り、納品停止が3回以上あるとき</li> <li>• 故意に事故等を起こした場合</li> </ul>	登録取り消し

納品停止・・・中学校生鮮物資は「見積合わせ参加停止」、一般選品物資は「選品会参加停止」に置き換える。